12)品目名:木竹酢液

項	目	基準の内容
安全性に関	する基準	1 特別管理(一般・産業)廃棄物を原材料としていないこと.
		2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による「排水基準」に
		掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合して
		いること。
		(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀及びセレン
		(2) その他検出するおそれのある物質がある場合は、その物質
		「土壌汚染の環境基準」は、液状物を想定していないため、それに
		代わる基準として、水質汚濁防止法の「排水基準」を採用する。
規格に関す	る基準	木竹酢液認証協議会の規格に適合していること。
		ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な
		理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の	配合率	原材料として循環資源を100%(重量割合)使用しているこ
		と。
		ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ
		れる場合は、この限りでない。

平成 1 6 年 9 月 1 3 日制定 平成 2 1 年 8 月 3 1 日改定

【参考:木竹酢液認証協議会規格】

(平成21年7月末日現在)

	項 目	内 容
(1)	рΗ	1 . 5 ~ 3 . 7
(2)	比重	1.005以上
(3)	酸度	2 ~ 1 2 %
(4)	色調・透明度	黄色~淡赤褐色~赤褐色
		透明(浮遊物なし)